

平成二十年十二月十六日提出  
質問第三五二号

泥酔により負傷した海上自衛隊員が巻き起こした騒動に対する防衛省の対応等に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

泥酔により負傷した海上自衛隊員が巻き起こした騒動に対する防衛省の対応等に関する質問主

意書

「政府答弁書」（内閣衆質一七〇第三一八号）を踏まえ、質問する。

- 一 本年十月十六日、東京都小笠原村の海上自衛隊硫黄島航空基地に勤務する一等海曹（以下、「一等海曹」という。）が、新入隊員の歓迎会等で内規を超える量の酒を飲んで泥酔し、転倒してケガをしたことを受け、翌十七日、同基地からのSOS信号を受けた海上自衛隊厚木基地よりP3C哨戒機が出動し、「一等海曹」を同基地に搬送し、東京都世田谷区の自衛隊病院に入院させる騒動があった。騒動発生後、「一等海曹」に対してどのような処分が下されたかとの問いに対し、「政府答弁書」では「平成二十年十月十七日以降、事実関係の調査を行っているところであり、現時点においては、事実関係の詳細についてお答えすることは困難であるが、当該調査結果に基づいて関係者を処分する等、厳正に対処したいと考えている。」との答弁がなされているが、右は、騒動を起こした「一等海曹」に対して、未だ何の処分も下されず、注意もなされていないということか。

- 二 「一等海曹」は現在も騒動を起こす以前と同様の職務に就いているか。

三 「政府答弁書」によると、P3C哨戒機を用いた「一等海曹」の搬送に係った約百八万円の費用は油購入費の予算科目として処理され、「一等海曹」本人の負担は含まれていないとのことであるが、「一等海曹」の騒動は、訓練等の公務の最中に起きたものではなく、本人の不注意によるものであるところ、右の費用の全額とは言わないまでも、防衛省として、一部本人に負担させる等の処置をとるべきではないのか。その位の厳しい対応をとらなくては、他の隊員による同様の騒動の発生防止とはならないと考えるが、防衛省の見解如何。

右質問する。